

Radiata Increase



FP3級
2019 年 1 月
学科
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・直近5回分の過去問解説はFP試験教材[最短最速合格ガイド]に収録されています。

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



【第1問】 次の各文章((1)～(30))を読んで、正しいものまたは適切なものには1を、誤っているものまたは不適切なものには2を、解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(1) ファイナンシャル・プランニングにおいては、職業倫理上、その提案内容等をあらかじめ顧客に十分に説明し、顧客がその内容を理解したかどうかを確認しながら進めることが求められている。

【答え】

FPの職業倫理として、顧客の利益を優先し、提案内容を十分に説明し、顧客の知識や判断に誤りがないかを確認しながらプランニングを行うことが大切です。

従って、答えは『1』です。

(2) 公的介護保険の第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上60歳未満の医療保険加入者である。

【答え】

公的介護保険の第2号被保険者の対象者は40歳以上、65歳未満の人です。

従って、答えは『2』です。

(3) 老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、老齢厚生年金の受給権者本人が 有する厚生年金保険の被保険者期間が原則として25年以上なければならない。

【答え】

老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、厚生年金保険の被保険者の期間が原則として20年以上必要となります。

従って、答えは『2』です。

(4) 遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持され、かつ、所定の要件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。

【答え】

遺族基礎年金の受給可能な遺族の範囲は、国民年金の被保険者の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた18歳(18歳となって最初の3月31日まで)の子か、いずれの子を持つ配偶者となります。

従って、答えは『1』です。

(5) 日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の融資限度額は、所定の海外 留学資金として利用する場合を除き、入学・在学する学生・生徒1人につき350万円である。

【答え】

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の融資限度額は原則として、入学・在学する学生・生徒1人につき350万円です。

従って、答えは『1』です。

(6) 国内銀行の窓口において加入した個人年金保険は、預金保険機構による保護の対象となるのではなく、生命保険契約者保護機構による補償の対象となる。

【答え】

生命保険会社は生命保険契約者保護機構への加入が義務で、銀行が扱っている保険は生命保険会社の商品を代行して扱っているので、銀行の窓口で加入した保険でも生命保険契約者保護機構による補償の対象となります。

従って、答えは『1』です。

(7) 学資(こども)保険には、出生前加入特則を付加することにより、被保険者となる 子が出生する前であっても加入することができるものがある。

【答え】

学資保険(こども保険)では、被保険者が出生する前でも加入が可能です。

従って、答えは『1』です。

(8) 平成30年中に契約した生命保険に付加されている傷害特約に係る保険料は、介護医療保険料控除の対象となる。

【答え】

平成24年以降に締結した新契約では、介護医療保険料の控除区分は入院や通院等に基因して保険金が支払われる保険契約にかかる保険料が控除の対象ですので、傷害保険、または災害割増特約などの身体の傷害のみに基因して保険料が支払われる契約の保険料は、生命保険料控除の対象外です。

従って、答えは『2』です。

(9) 自動車損害賠償責任保険において、被害者1人当たりの保険金の支払限度額は、死亡の場合は3,000万円、後遺障害の場合は5,000万円である。

【答え】

自動車損害賠償責任保険の被害者1人当たりの保険金の支払限度額は、死亡の場合は3,000万円、後遺障害の場合4,000万円である。

従って、答えは『2』です。

(10) ホテルが、クロークで顧客から預かった衣類や荷物の紛失や盗難により、法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害に備える保険は、施設所有(管理)者賠償責任保険である。

【答え】

施設所有(管理)者賠償責任保険とは、施設の安全性の不備による事故や施設内外の従業員の業務中に生じた対人、対物事故によって生じた賠償責任に備えるもので、顧客からの預かり物の紛失や盗難等の損害に備えるものとしては、受託者賠償責任保険が適切です。

従って、答えは『2』です

(11) 国内総生産(GDP)は、一定期間内に生産された付加価値の総額を示すものであり、日本企業が外国で生産した付加価値も含まれる。

【答え】

国内総生産(GDP)とは、一定期間の国内で新しく生産された財貨・サービスの付加価値の総計です。

海外で生産された付加価値は含みません。

従って、答えは『2』です。

(12) 投資信託におけるパッシブ運用は、経済環境や金利動向などを踏まえ、ベンチマークを上回る運用成果を目指す運用手法である。

【答え】

※パッシブ運用とは、インデックス運用のことです。

パッシブ運用では、ベンチマーク(日経平均やTOPIXなど)と連動するように運用される手法です。

アクティブ運用は、ベンチマークを上回るように運用される手法です。

問題文はアクティブ運用の説明となります

従って、答えは『2』です。

(13) 元金1,000,000円を年利1%の1年複利で2年間運用した場合の元利合計金額は、税金や手数料等を考慮しない場合、1,020,100円である。

【答え】

複利計算とは、元本と利息を合計して、さらに利息を掛ける計算方法です。

《複利計算の計算方法》

・1年複利

元利合計=元金 $\times(1+\text{年利率})^n$ 年数乗

※ n は何乗と言う意味です。

元金1,000,000円 $\times(1+0.01)^2$ 年数乗
=1,000,000円 $\times 1.0201$
=1,020,100円

従って、答えは『1』です。

《電卓で乗数計算を行う方法》

●普通の電卓

普通の電卓であれば、

[×]を《2 回》連続で押して、[=]を《n-1 回》連続で押す。

例

2 の 4 乗

[2][×][×][=][=][=]

2.3 の 5 乗

[2.3][×][×][=][=][=][=]

問題例 (1+0.01)2年数乗

1.01を入力

(×)を2回押す

n-1回は2-1となり

1回(=)を押すと1.0201となる。

●その他電卓

電卓の種類によっては

[×]は“1回”押すだけで計算できるものがあります。

例

2 の 4 乗

[2][×][=][=][=]

2.3 の 5 乗

[2.3][×][=][=][=][=]

※備考

「×」を“1回”押してから「＝」を(乗数－1)回分押すタイプと、「×」を“2回”押してから「＝」を(乗数－1)回分押すタイプがありますので、試験前に自身の電卓で確認しておいてください。

(14) ある債券の信用リスク(デフォルトリスク)が高まった場合、一般に、その債券の価格は下落し、利回りは上昇する。

【答え】

※債券の信用格付

国や企業などが発行する債券の将来における元本の支払いが確実に履行されるかどうかを評価し、リスク度合いを示します。

※信用リスク(デフォルトリスク)とは？

利払いや償還が約束通り行われない(債務不履行)のこと。

●格付けは「AAA」や「D」などのアルファベットで表す。

AAA→信用リスクが最も低い、安全とされる債券。

AA

A

BBB

《投資適格》

↑ ↑ ↑

↓ ↓ ↓

《投機的・投資不適格》

BB

B

CCC

CC

C

D→信用リスクが高い、利払いや償還が約束通りに行われないデフォルトリスク(債務不履行リスク)がある。

- 信用リスクが低いと、**人気が集まり価格は高くなる**。
利回りは低くても信用リスクは低いので購入する人が出る。

- 信用リスクが高いと、債務不履行になる可能性が高いので、**利回りを高くしないと購入する人が現れないので、利回りは高くなる**。

従って、答えは『1』です。

(15) 証券取引所での株式の売買において、ある銘柄の株式に価格の異なる複数の買い指値注文がある場合は、指値の低い注文から優先して売買が成立する。

【答え】

・価格優先の原則

同一銘柄に複数の買いの指値注文がある場合、価格の**高い**注文が優先されます。

※指値注文とは？

希望した価格で買ったり、売ったりする注文方法

※成行注文とは？

価格を指定せずに、いくらでもいいので「購入したい」または「売却したい」というときにする注文方法

従って、答えは『2』です。

(16) 所得税において、老齢基礎年金や老齢厚生年金に係る所得は、非課税所得とされる。

【答え】

老齢基礎年金、老齢厚生年金は雑所得に分類されますので、所得税、住民税の課税対象です。

従って、答えは『2』です。

(17) 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、不動産所得を生ずべき土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額は、損益通算の対象とならない。

【答え】

不動産所得の損失は損益通算の対象ですが、土地等を所得するために要した負債の利子額に相当する部分は損益通算の対象ではありません。

従って、答えは『1』です。

(18) 所得税における医療費控除の控除額は、その年中に支払った医療費の金額(保険金等により補てんされる部分の金額を除く)の合計額から、その年分の総所得金額等の合計額の5%相当額または20万円のいずれか低いほうの金額を控除して算出される。

【答え】

医療費控除の控除額は、
支出した医療費の額(上限200万円)−生命保険などの給付金−10万円(総所得200万円未満の場合は総所得から5%で、いずれか低い方)です。

従って、答えは『2』です。

(19) その年の1月16日以後、新たに業務を開始した者が、その年分から所得税の青色申告の適用を受けるためには、その業務を開始した日から2カ月以内に、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

【答え】

青色申告の適用を受けようとした場合、その年の1月16日以後、新たに業務を開始した場合、その業務の2ヶ月以内に、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

従って、答えは『1』です。

(20) NISA口座(少額投資非課税制度における非課税口座)内で生じた上場株式等の譲渡益や配当金等を非課税とするためには、所得税の確定申告が必要となる。

【答え】

NISA口座の譲渡益や配当金等は**最長で5年、非課税**で、確定申告の**必要はありません**。

従って、答えは『2』です。

(21) 不動産登記には公信力が認められていないため、登記記録上の権利者が真実の権利者と異なっている場合に登記記録を信頼して取引をしても、原則として法的に保護されない。

【答え】

不動産の登記には**公信がありません**。

登記記録を信頼して取引をして、取引の内容が真実と異なっていたとしても法的に**保護されることはありません**。

従って、答えは『1』です。

(22) 宅地建物取引業法の規定によれば、宅地建物取引業者が依頼者と締結する宅地または建物の売買の媒介契約のうち、専任媒介契約の有効期間は、最長で6カ月である。

【答え】

建物売買の媒介契約として「一般媒介契約」、「専任媒介契約」、「専属専任媒介契約」があり、契約の有効期限は、「一般媒介契約」はなし、「専任媒介契約」、「専属専任媒介契約」は3ヶ月となっております。

従って、答えは『2』です。

(23) 建築基準法の規定によれば、建蔽率の限度が80%の近隣商業地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率に関する制限の規定は適用されない。

【答え】

建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内にある耐火建築物では、建ぺい率の制限がありません。

従って、答えは『1』です。

(24) 建築基準法の規定によれば、第一種低層住居専用地域内における建築物の高さは、原則として10mまたは20mのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

【答え】

第一種および、第二種低層住居専用地域内における建築物の高さは、原則として10mまたは12mを超えてはいけません。

従って、答えは『2』です。

(25)「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」は、自己が居住していた家屋を配偶者や子に譲渡した場合には、適用を受けることができない。

【答え】

3,000万円の特別控除の適用要件では、配偶者、父母、子などへの譲渡ではないことが要件ですので、配偶者や子に譲渡した場合には特別控除の適用は受けられません。

従って、答えは『1』です。

(26) 個人が法人から贈与を受けた財産は、贈与税の課税対象となる。

【答え】

贈与税の課税対象として、個人が法人から贈与を受けた財産は、**法人との雇用関係**があれば**給与所得**、雇用関係が**なければ一時所得**として分類されます。

従って、答えは『2』です。

(27) 贈与税の納付については、納期限までに金銭で納付することを困難とする事由があるなど、所定の要件を満たせば、延納または物納によることが認められている。

【答え】

贈与税は**一定の要件**(申告による納付税額が10万円以上、一度に金銭で収めることが難しい、担保を提供している)を満たすことで**延納可能**ですが、**物納は認められていません**。

従って、答えは『2』です。

(28) 遺産分割において、共同相続人の1人または数人が、遺産の一部または全部を相続により取得し、他の共同相続人に対して生じた債務を金銭などの財産で負担する方法を代償分割という。

【答え】

代償分割とは遺産分割により、遺産の一部、または全部を取得し、他の相続人に金銭などの財産を支払い、代わって負担することです。

従って、答えは『1』です。

(29) 取引相場のない株式の相続税評価において、同族株主以外の株主等が取得した株式については、特例的評価方式である配当還元方式により評価することができる。

【答え】

配当還元方式とは取引相場のない株式の評価方法として、その会社の直前2期間の配当金額を元に評価額を査定する方法で、同族株主以外の株主が所得した株式については配当還元方式で評価されます。他にも取引相場のない株式の評価方法として「類似業種比準方式」、「純資産価額方式」、「併用方式」があります。

従って、答えは『1』です。

(30) 相続税の計算において、被相続人が所有している宅地に被相続人名義の賃貸マンションを建築して賃貸の用に供していた場合、当該宅地は貸宅地として評価される。

【答え】

賃貸マンションなどの自分の所有する土地に、自分の所有する借家を他人に貸した場合は、借家建付地として評価されます。

評価額の計算式は

評価額=自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

従って、答えは『2』です。

【第2問】 次の各文章((31)～(60))の()内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。

(31) 現在保有している資金(元金)を一定の利率によって複利運用しながら毎年一定金額を一定の期間にわたり取り崩していくときの毎年の取崩し金額を計算する場合、資金(元金)に乘じる係数は、()である。

1. 資本回収係数
2. 減債基金係数
3. 年金終価係数

【答え】

元本を一定利率で複利運用しながら、毎年一定金額を一定期間取り崩した場合の**毎年の取崩し金額**を計算する場合に使用する係数は、**資本回収係数**です。

従って、答えは『1』です。

(32) 健康保険の被保険者が業務外の事由による負傷または疾病の療養のため仕事を連続して4日以上休み、休業した期間について報酬を受けられなかった場合は、所定の手続により、傷病手当金が、その支給を始めた日から起算して()を限度として支給される。

1. 6カ月

2. 1年

3. 1年6カ月

【答え】

傷病手当金の支給期間は**4日目**から最長で**1年6ヶ月**です。

従って、答えは『3』です。

(33) 国民年金の被保険者が学生納付特例制度の適用を受けた期間は、保険料を追納しない場合、老齢基礎年金の受給資格期間(1)、老齢基礎年金の年金額(2)。

1. (1)に算入され (2)にも反映される
2. (1)には算入されるが (2)には反映されない
3. (1)には算入されず (2)にも反映されない

【答え】

国民年金の被保険者が学生納付特例制度の適用を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には**算入される**が、老齢基礎年金の**年金額には反映されません**。

従って、答えは『2』です。

(34) 国民年金の第1号被保険者が、国民年金の定額保険料に加えて月額(1)の付 加保険料を納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、(2)に付加保険料納付済期間の月数を乗じて得た額が付加年金として支給される。

1. (1)200 円 (2)400 円

2. (1)400 円 (2)200 円

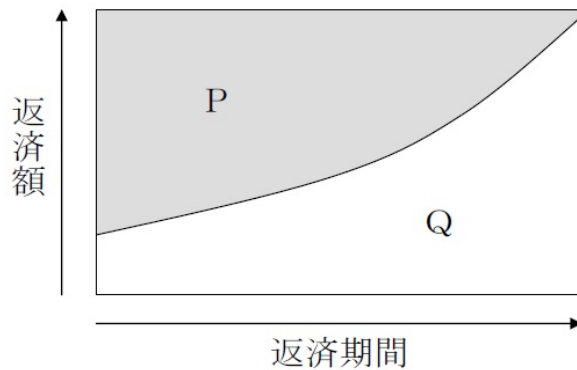
3. (1)400 円 (2)300 円

【答え】

付加年金とは、第1号被保険者が任意で、月額400円を国民年金保険料に上乗せして納付することによって、 $200円 \times \text{付加年金保険料の納付期間}$ が老齢基礎年金に加算されます。

従って、答えは『2』です。

(35) 下図は、住宅ローンの(1)返済方式をイメージ図で表したものであり、図中のPの部分は(2)部分を、Qの部分は(3)部分を示している。



1. (1)元金均等 (2)利息 (3)元金
2. (1)元利均等 (2)元金 (3)利息
3. (1)元利均等 (2)利息 (3)元金

【答え】

住宅ローンの返済方法として、元利均等返済と、**元金均等返済**がありますが、図のような返済方法は元利均等返済で、**返済期間の経過と共に元金の部分が増えていきます。**

従って、答えは『3』です。

(36) 生命保険契約を申し込んだ者がその撤回を希望する場合、保険業法上、原則として、契約の申込日または契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面の交付日のいずれか遅い日を含めて(1)以内であれば、(2)により申込みの撤回ができる。

1. (1)8日 (2)書面
2. (1)14日 (2)書面
3. (1)14日 (2)書面または口頭

【答え】

クーリングオフ制度として8日以内であれば、書面により申し込みの撤回が可能です。

従って、答えは『1』です。

(37) 一般に、現在契約している生命保険の以後の保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金相当額をもとに、元の契約の保険期間を変えずに、保障額の少ない保険(元の主契約と同じ種類の保険または養老保険)に変更するものを()という。

1. 延長保険

2. 継続保険

3. 払済保険

【答え】

解約返戻金をもとに、元の契約の保険期間を変えずに、保障額の少ない保険に変更するものは払済保険です。

従って、答えは『3』です。

(38) 借家人が失火により借家と隣家を焼失させてしまった場合、借家人に重大な過失が認められないときは、民法および失火の責任に関する法律の規定上、借家の家主に対する損害賠償責任を(1)、隣家の所有者に対する損害賠償責任(2)。

1. (1)負うが (2)は負わない

2. (1)負い (2)も負う

3. (1)負わないが (2)は負う

【答え】

失火責任法として、借家人が失火により借家、隣家を焼失させた場合、借家の家主へ損害賠償責任を負いますが、隣家の所有者への賠償責任は負いません。

従って、答えは『1』です。

(39) 地震保険の保険料の割引制度には、「建築年割引」「耐震等級割引」「免震建築物割引」「耐震診断割引」があり、割引率は「耐震等級割引(耐震等級3)」および「免震 建築物割引」の(1)が最大となる。なお、それぞれの割引制度の重複適用は(2)。

1. (1)30% (2)できない
2. (1)50% (2)できない
3. (1)50% (2)できる

【答え】

地震保険の保険料の割引制度には、「建築年割引」「耐震等級割引」「免震建築物割引」「耐震診断割引」があり、割引率は「耐震等級割引(耐震等級3)」および「免震 建築物割引」の50%が最大です。割引の重複適用はできません。

従って、答えは『2』です。

(40) がん保険では、一般に、責任開始日前に()程度の免責期間が設けられており、この期間中にがんと診断されたとしても診断給付金は支払われない。

1. 30 日間

2. 60 日間

3. 90 日間

【答え】

がん保険では、一般的には責任開始日から90日間(3ヶ月)程度の免責期間が設けられており、この期間中にがんと診断された場合、契約は無効となり、診断給付金も支払われません。

従って、答えは『3』です。

(41) 表面利率(クーポンレート)2%、残存期間 4 年の固定利付債券を、額面 100 円当たり 98 円で購入し、2 年後に額面 100 円当たり 99 円で売却した場合の所有期間利回り(単利)を算出する計算式は、()である。なお、税金や手数料等は考慮しないものとする。

1) $\frac{2 + \frac{99-98}{4}}{98} \times 100$

2) $\frac{2 + \frac{99-98}{2}}{98} \times 100$

3) $\frac{2 + \frac{100-98}{2}}{99} \times 100$

【答え】

●所有期間利回りとは？

新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入し、償還期限の前に途中で売却した場合利回り

●所有期間利回りの計算式

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

●問題文

表面利率2%、購入価格98円、所有期間2年、売却価格99円

※残存期間4年のものを2年後に売却しているので、所有期間は2年となります。

・計算式

$$\{2\% + (99 \text{ 円} - 98 \text{ 円}) / 2 \text{ 年}\} / 98 \text{ 円} \times 100$$

従って、答えは『2』です。

(42) 株式の投資指標のうち、PBRは「株価÷(1)」、PERは「株価÷(2)」の算式によって求められる。

1. (1)1株当たり純利益 (2)1株当たり純資産
2. (1)1株当たり純資産 (2)1株当たり純利益
3. (1)1株当たり純資産 (2)1株当たり配当金

【答え】

PBR=株価÷1株当たり純資産

PER=株価÷1株当たり純利益

●PBR(株価純資産倍率)とは？

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

●PER(株価収益率)とは？

株価が1株当たりの純利益の何倍になっているかを表した指標です。

従って、答えは『2』です。

(43) A資産の期待収益率が2.0%、B資産の期待収益率が4.0%の場合に、A資産を40%、B資産を60%の割合で組み入れたポートフォリオの期待収益率は、()となる。

1. 1.60%

2. 3.00%

3. 3.20%

【答え】

※期待収益率とは、運用による将来得られることが期待できる平均的な収益率(リターン)のことです。

『ポートフォリオの期待収益率の計算方法』

(各資産の期待収益率×組入比率)の合計

(A 資産の収益率×A 資産の構成比率)+(B 資産の収益率×B 資産の構成比率)

●計算式

期待収益率

$$=(2.0\% \times 40\%) + (4.0\% \times 60\%)$$

$$=0.8+2.4$$

$$=3.2\%$$

従って、答えは『3』です。

(44) 追加型株式投資信託を基準価額1万2,000円で1万口購入した後、最初の決算時に1 万口当たり400円の収益分配金が支払われ、分配落ち後の基準価額が1万1,700円となった場合、その収益分配金のうち、普通分配金は(1)であり、元本払戻金(特別分配金)は(2)である。

1. (1)100 円 (2)300 円

2. (1)300 円 (2)100 円

3. (1)400 円 (2)300 円

【答え】

●分配金の中身は2種類ある。

普通分配金は、利益が出た部分。

元本払戻金(特別分配金)は、元本が戻ってきた部分。

・分配金が支払われた時、購入した時よりも投資信託の価格が**上がっていた**場合、利益が出ているので分配金は**普通分配金**となり、課税されます。

(普通分配金だけではなく、元本払戻金とともに分配金として分配される)

・分配金が支払われた時、購入した時よりも投資信託の価格が**下がっていた**場合、利益が出ていないので分配金は**元本払戻金**となり非課税です。(普通分配金は支払われない)

※分配金が元本払戻金のみの場合。自分が投資した元本が戻ってきたわけなので、投資した金額は戻ってきた分、減ることになる。

●計算方法

・普通分配金

「分配落ち前の基準価額」-「購入価格」=普通分配金 (11,700 円+400 円)-12,000 円=100 円

※購入当初は 12,000 円だったものが、分配落ち前の基準価額 12,100 円(11,700 円+400 円)になったことから、利益の部分 100 円が普通分配金となる。

・元本払戻金

上記の計算で普通分配金が 100 円であることがわかった。

受け取った分配金は全部で 400 円だったので、400 円-100 円をすることで、300 円が元本払戻金ということがわかる。

※その他の計算方法

「購入価格」-「分配落ち後の基準価額」=元本払戻金 12,000 円-11,700 円=300 円

分配金が 400 円なので 400 円-300 円(元本払戻金)=100 円(普通分配金)

1.(1)100 円 (2)300 円

従って、答えは『1』です。

(45) つみたてNISA勘定(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度における累積 投資勘定)に受け入れることができる限度額は年間(1)で、その非課税期間は 最長で(2)となる。

- 1. (1)40 万円 (2)20 年間
- 2. (1)80 万円 (2)20 年間
- 3. (1)120 万円 (2)10 年間

【答え】

つみたてNISAの利用限度額(非課税枠)は、年間40万円、非課税期間は最長20年間です。
対象年齢、20歳以上です。

	NISA	ジュニアNISA	つみたてNISA
非課税枠	年間120万円	年間80万円	年間40万円
非課税期間	最長5年間	最長5年間	最長20年間
対象年齢	20歳以上	0歳～19歳	20歳以上

従って、答えは『1』です。

(46) 所得税において、事業的規模で行われている賃貸マンションの貸付による所得は、()に該当する。

1. 不動産所得
2. 事業所得
3. 給与所得

【答え】

不動産所得の貸付は事業的規模には関係なく不動産所得に該当します。

従って、答えは『1』です。

(47) 給与所得者が、22年間勤務した会社を定年退職し、退職金2,000万円の支払を受けた。この場合、所得税の退職所得の金額を計算する際の退職所得控除額は、()となる。

1. $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (22 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) \times 1/2 = 870 \text{ 万円}$

2. $800 \text{ 万円} + 40 \text{ 万円} \times (22 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 880 \text{ 万円}$

3. $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (22 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 940 \text{ 万円}$

【答え】

退職所得控除は勤続年数が20年以下か、20年以上かによって計算式が変わります。

20年以下: $40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数}$

20年以上: $40 \text{ 万円} \times 20 \text{ 年} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$

問題では22年間の勤務ですので3番が適切です。

退職所得控除と退職所得(退職収入－退職所得控除)×1/2と間違えやすいので注意しましょう。

従って、答えは『3』です。

(48) 平成30年分の所得税において、納税者の合計所得金額が()を超える場合、当該納税者は配偶者控除の適用を受けることができない。

1. 800 万円
2. 900 万円
3. 1,000 万円

【答え】

配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受けるための要件は、どちらも納税者の合計所得金額が1,000万円以下でないと適用対象とされません。

従って、答えは『3』です。

(49) 所得税の控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満である特定扶養親族に係る扶養控除の額は、()である。

1. 38 万円
2. 48 万円
3. 63 万円

【答え】

扶養控除として、控除対象扶養家族、特定扶養親族、老人扶養親族とあり、19歳以上23歳未満である特定扶養親族に係る扶養控除額は63万円です。

従って、答えは『3』です。

(50) 所得税における住宅借入金等特別控除は、適用を受けようとする者の合計所得金額 が()を超える年分は、適用を受けることができない。

1. 1,000 万円
2. 2,000 万円
3. 3,000 万円

【答え】

住宅借入金等特別控除(住宅ローン)の適用を受けるには、控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下でなければなりません。

従って、答えは『3』です。

(51) 不動産の登記記録において、所有権に関する登記事項は(1)に記録され、抵当権に関する登記事項は(2)に記録される。

1. (1)権利部(甲区) (2)権利部(乙区)

2. (1)権利部(甲区) (2)表題部

3. (1)権利部(乙区) (2)権利部(甲区)

【答え】

不動産の登記記録において、所有権の保存・移転・仮登記・差し押さえなどの**所有権に関する登記事項は権利部(甲区)**に記録され、**所有権以外**の賃借権や抵当権に関する登記事項は**権利部(乙区)**に記録されます。

従って、答えは『1』です。

(52) 借地借家法の規定によれば、建物の賃貸借契約(定期建物賃貸借契約を除く)において、()未満の期間を賃貸借期間として定めた場合、期間の定めがない賃貸借とみなされる。

1. 1年

2. 1年6カ月

3. 2年

【答え】

期間の定めがない賃貸借とみなされるのは、賃貸借期間として1年未満の普通借家契約です。

従って、答えは『1』です。

(53) 都市計画法の規定によれば、市街化区域内において行う開発行為で、その規模が () 以上である場合、原則として都道府県知事等の許可を受けなければならない。

1. 200 m²

2. 400 m²

3. 1,000 m²

【答え】

市街化区域内において行う開発行為で、その規模が1,000m²以上である場合には、原則として都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

従って、答えは『3』です。

(54) 農地法の規定によれば、所有する農地を自宅の建築を目的として宅地に転用する場合、原則として(1)の許可を受けなければならないが、市街化区域内にある農地において、あらかじめ(2)に届出のある場合は、この限りでない。

1. (1)都道府県知事等 (2)農業委員会

2. (1)都道府県知事等 (2)市町村長

3. (1)農業委員会 (2)市町村長

【答え】

所有する農地を宅地へ転用する場合には都道府県知事の許可が必要ですが、事前に農業委員会へ届け出をすれば、都道府県知事の許可は必要ありません。

従って、答えは『1』です。

(55) 土地・建物等の譲渡に係る所得について、(1)における譲渡資産の所有期間が(2)を超えるものは長期譲渡所得に区分され、(2)以下であるものは短期譲渡所得に区分される。

1. (1)譲渡した日の属する年の1月1日 (2)10 年
2. (1)譲渡した日の属する年の1月1日 (2)5年
3. (1)譲渡契約の締結日 (2)3年

【答え】

土地・建物等の譲渡に係る所得について、譲渡した日の属する年の1月1日における譲渡資産の所有期間が**5年以上**か、以下かで長期譲渡所得か、短期譲渡所得かが区別されます。

5年以上:長期譲渡所得

5年以内:短期譲渡所得

従って、答えは『2』です。

(56) 贈与税の申告書は、原則として、贈与を受けた年の翌年の(1)から3月15日までの間に、(2)の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

1. (1)2月1日 (2)受贈者
2. (1)2月1日 (2)贈与者
3. (1)2月 16 日 (2)受贈者

【答え】

贈与税の申告書の提出は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

従って、答えは『1』です。

(57) 相続時精算課税の適用を受けた場合、特定贈与者ごとに特別控除額として累計（１）までの贈与には贈与税が課されず、それを超えた部分については一律（２）の税率で贈与税が課される。

1. (1)2,000 万円 (2)10%

2. (1)2,000 万円 (2)20%

3. (1)2,500 万円 (2)20%

【答え】

相続時精算課税の適用を受けた場合、特別控除額として2,500万円までの贈与財産は非課税とし、超えた部分については一律で20%の贈与税が課されます。

従って、答えは『3』です。

(58) 相続税の計算において、相続人が受け取った死亡保険金の非課税限度額は、「 $() \times$ 法定相続人の数」の算式により算出する。

1. 500 万円
2. 600 万円
3. 1,000 万円

【答え】

相続人が受け取った死亡保険金の非課税限度額は、「500万円 $\times$ 法定相続人の数」で算出します。

従って、答えは『1』です。

(59) 平成30年12月20日に死亡したAさんが所有していた上場株式Xを相続により取得した場合の1株当たりの相続税評価額は、下記の〈資料〉によれば、()である。

〈資料〉上場株式Xの価格

平成30年10月の毎日の最終価格の平均額	2,300円
平成30年11月の毎日の最終価格の平均額	2,400円
平成30年12月の毎日の最終価格の平均額	2,400円
平成30年12月20日の最終価格	2,500円

1. 2,300 円
2. 2,400 円
3. 2,500 円

【答え】

上場株式の相続税評価額は、相続が開始された日の最終価格か、相続開始月、その前月、前々月までの月平均額の4つの候補の中で、最も低い金額となります。

従って、答えは『1』です。

(60) 宅地が「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における特定居住用宅地等に該当する場合、その宅地のうち(1)までを限度面積として、評価額の(2)相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができる。

1. (1)200 m² (2)50%

2. (1)330 m² (2)80%

3. (1)400 m² (2)80%

【答え】

小規模宅地の評価区分として、居住用となる「特定居住用宅地等」、事業用の「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」、貸付用「貸付事業用宅地等」の3区分あり、特定居住用宅地等に該当する場合には330m²までを限度面積、評価額の80%相当額を減額した金額を、相続税課税価格に算入します。

従って、答えは『2』です。